

琉球大学学術リポジトリ

日米関係（沖縄返還）47

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-14 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43847

福田外相臨時代理、ワトソン高等弁務官(昭四〇・九・二八)

秘

北米局長
参事
北米課長

福田外務大臣臨時代理のワトソニ参事
并務官との会談資料

40.9.24
北米課

1. たまたま推名外務大臣が、口連検会出席
のため不在で、お目にかかれるのは遺憾で

あるが、この結果、私が外務大臣の臨時
代理としてお目にかかれることになつたこと

をうれしく思う。

2. 何よりも先づ、先般の佐藤総理の沖縄
訪問が、米の民政界および琉球政

界の協力のより円滑に行われ、多大の
成果を収め得たこと、特に貴参務

官の万般の御配慮に感謝し、私から

GA-6

3777 外務省

断りを申し上げたい。

3. 私はかつて総理大臣参務官の地位に
あつたので、沖縄問題については格別

深い関心をなしているが、また防衛省
長官の取組もあつたので、安全保障

問題については相場の理解を有する
つもりであり、沖縄が杜東地域の

安全保障に果しては役割も理解
しよう。

沖縄の問題は、かような種々の面を持つ
複雑な問題であるが、日米協力

の上になつて行われる佐藤総理
の沖縄訪問は、この複雑な問

題に対処して行つたもの。日米協力を

GA-6

外務省

さらに強めるためにも 役立つと信じて
いる。

4. 総理の方向は、一方 沖縄問題にお
おるわが国朝野の関心を高め

たことは事実であり、今後この問題に
ついて、今まで以上の種々の議論が

なされることと予想されるが、日本政
府としては、訪冲の際 佐藤総

理からも述べた通り、あくまで日米
友好関係を基く相互信頼によつ

て、この問題を解決にいき
かかるとの方針であること、あら

めて明白に申し上げておきたい。

同時に、~~長官~~^{米中} 例にあらざる

個々の問題に対処して行くに当たり、日
本政府が、かかる立場に立って"はる"と

を理解し、基本的な信頼感に立って判断
されることを期待したい。

5. かかる日米協力関係のことも端的に
述べれば、日米協定委員会であるが、現在、

米側からの提案に基づき審議を進めて"はる"事
年度日本政府の対冲総援助に"はる"早急

かつ両端に合意の成立を"はる"と期待して"はる"
また、日本政府としては、協定委員会が我

能指大に"はる"が、今後沖縄復興の福祉を
安定に"はる"用"はる"援助以外の問題に"はる"た

種々の協定した"はる"と考へて"はる"で、米側と"はる"も、
さらに申し上げた相互信頼に基く率直な意見の
交換に"はる"と期待して"はる"。

添付資料

1. ワトソン高等米務官署証
2. 琉球立法院選挙関係 (作成中)
(定員、選挙日、議員の党派別内訳)
3. 沖縄の法的地位に関する
政社の統一見解。
4. ~~再送資料~~昭和41年度日本の対沖
縄援助予算に関する米側からの要請概要
5. フォライム法限度 ~~増額~~引上げ
に関する米側発表 (作成中)

~~琉球~~立法院議員
選挙に関する事項。

1. ^{現行}立法院議員定員 29名
定数増加の予 ^{の階の} ~~今次の選挙~~ ~~以後定員~~ 32名
 2. 任期 3年以内
 3. 選挙日 11月14日
^{予定} (10月25日公示予定)
 4. 現議員の党派別内訳
- | | | |
|---|-------|-----|
| ← | 民主党 | 18名 |
| ← | 社会大衆党 | 7名 |
| ← | 社会党 | 1名 |
| ← | 人民党 | 1名 |
| ← | 無所属 | 2名 |

(問題)

70312法限度引上げの閣議要綱概要
米田政社例発表

1. 70312法 (琉球列島における経済的、社会的発展の促進に関する法律)

は1960年7月制定をみたが、当時の年間援助額の最高限度は600万ドルであった。

2. 1962年3月、70312議案は援助額の最高限度を2,500万ドルに増額

する法案を下院に提出したが、議院審議の過程で削減される。同年10月限度を

1,200万ドルに引き上げる法案が成立した。

~~発表を二ヶ月に明らかとしたが、~~

3. 本年8月13日、ワトソン首席参事官は米田政社に、米議会のために、~~発表~~

70312法は、^{沖縄に對する}「年次経済援助額1,200万ドルの枠を引

上げるに要請するであろう」と発表し、8月23日、ライヤー大使も帰任後

市1回の記者会見において、「70312法の限度を取り除く努力を以

ており、実現の可能性は充分にある」と述べた。

(最高限度を、どの程度にするかは明らかではないが、一級に

2,500万ドル、^(予測)と~~発表~~した。

北米局長へ
参事官
北米課長
秘

福田外務大臣臨時代理の
ワトソン高等弁務官との
会談資料

昭和40. 9.27
北米局北米課

新聞

1. たまたま椎名外務大臣が、国連総会出席のため不在で、お目にかかれないのは遺憾であるが、その結果、私が外務大臣の臨時代理としてお目にかかれることになったことをうれしく思う。
2. なによりもまず、先般の佐藤総理の沖縄訪問が、米国民政府及び琉球政府の協力により円滑に行なわれ、多大の成果を収めたこと、特に貴弁務官の万般の御配慮に対し、私からも御礼を申し上げたい。
3. 私は、かつて総理府総務長官の地位にあつたので、沖縄問題については格別深い関心を有しているが、また防衛庁長官の職にもあつたので、安全保障問題についても相当の理解を有するつもりであり、沖縄が極東地域の安

全保障に果している役割も理解しうる。

沖縄の問題は、かように種々の面を持つ複雑な問題であるが、日米協力の上に立つて行なわれた佐藤総理の沖縄訪問は、この複雑な問題に対処して行くための日米協力を、さらに強めるためにも役立つたと信じている。

4. 総理の訪問は、一方沖縄問題に対するわが国朝野の関心を高めたことは事実であり、今後この問題について、今まで以上に種々の議論がなされることと予想されるが、日本政府としては、訪沖の際佐藤総理からも述べたとおり、あくまで日米友好関係に基づく相互信頼によつて、この問題を解決して行きたいとの方針であることを、あらためて明白に申し上げておきたい。同時に、米国側においても個々の問題に対処して行くにあたり、日本政府が、かかる立場に立っていることを理解し、基本的な信頼感に立つて判断されることを期待したい。

5. かかる日米協力関係のもつとも端的な表われは、日米協議委員会であるが、現在米側からの提案に基づき、審議を進めている来年度日本政府の対沖縄援助について、早急、かつ、円滑に合意の成立することを期待している。

また、日本政府としては、協議委員会の機能拡大にもかんがみ、今後沖縄住民の福祉と安寧に関する援助以外の問題についても種々協議したいと考えているので、米側としても、さきに申し上げた相互信頼に基づく率直な意見の交換に応ぜられるよう期待している。

添付資料

- ✓1. ワトソン高等弁務官略歴
- ✓2. 琉球立法院選挙関係
(定員、選挙日、議員の党派別内訳)
- ✓3. 沖縄の保的地位に関する政府の統一見解
4. 昭和4/年度日本の対沖縄援助予算に関する米側よりの要請概要
5. フライス法限度引上げに関する米側発表

アルバート・ワットソン (Lt. Gen.
Albert Watson II) 高等弁務官略歴

1. 1909年1月5日
イリノイ州、マウントバーノン生
2. 1930年
米陸軍士官学校卒
野砲兵少尉任官
3. 1936年～1944
オクラホマ州フォートシル野砲兵研修所
卒、統帥参謀学校卒
4. 1944年～45
24軍団司令部、第10軍司令部、第6
軍等に関係、ハワイ、オランダ、レイ
ティー等に転戦
太平洋軍総司令部G-3付として沖縄作
戦に参加
5. 1945年～47
極東軍司令部G-3付で東京在勤
6. 1950年～53
陸軍大学教官

7. 1953年～54
在鮮第10軍団砲兵隊司令官
在鮮第3歩兵師団砲兵隊司令官歴任
8. 1955年～58
ペンタゴン在の陸軍省人事部プログラム
部長
9. 1958年～63
在独第24歩兵師団砲兵隊司令官
第3歩兵師団長 (在欧米陸軍司令部麾下)
ベルリン駐屯米陸軍司令官歴任
10. 1963年～64
第3軍団司令官 (ジョージア州フォート
マクファースン)
11. 1964年8月1日
琉球列島米陸軍高等弁務官就任
なお、同弁務官は本地位のほか、
 - (1) 在琉米陸海空軍及び海兵隊相互間の利害関係
事項を調整する太平洋方面総司令官代表
 - (2) 在琉球米陸軍司令官
 - (3) 米陸軍第9軍団司令官
を兼任している)

琉球立法院議員選挙に関連
する事項

1. 立法院議員現行定員 29名
定数増加による今次の選挙の際の定員 32名
2. 任 期 3年間
3. 選挙予定日 11月14日
(10月25日公示の予定)
4. 現議員の党派別内訳
民 主 党 18名
社会大衆党 7名
社 会 党 1名
人 民 党 1名
無 所 属 2名

沖繩に関する法律問題

昭和40. 9. 6
外務省

1. 「潜在主権」の観念

わが国は、サン・フランシスコ平和条約第3条により、沖繩等の領土主権を放棄したのではなく、これに対し「潜在主権」を有することは、合衆国も認めているところである。

「潜在主権」という言葉には、特別の定義はないが、立法、司法、行政の3権の行使を米國に認めてもなお日本に残っている領土主権の根源的なものというほどの意味である。

わが国が潜在主権を有するということは、平和条約の規定ぶり（第2条の朝鮮、台湾等の場合は、すべての権利、権原及び請求権を放棄するとあるのに、第3条の沖繩の場合は、そうなっていない。）からも明らかであるのみならず、(1)サン・フランシスコ講和会議（1951年9月）における米、英代表の発言、(2)1957年

の岸、アイゼンハワー共同声明、(3)1960年に改訂された安保条約の附属合意議事録、(4)1961年の池田、ケネディー共同声明等において明らかにされている。

2. 日本国憲法の沖繩における適用

沖繩地域についてわが国は、潜在主権を有しているので、日本国憲法は、観念的には、同地域にも施行されていると解される。しかし、現実には、同地域の施政権は、平和条約により米國が行使しているので、憲法の具体的適用はない。

3. 平和条約第3条と信託統治

サン・フランシスコ平和条約第3条は、沖繩等について、「日本國は、合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。」こと、及び「このような提案が行なわれ、かつ、可決されるまで、合衆国は、これら諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利

を有する。」旨を規定している。

同条は、合衆国が必ず信託統治の提案を行わなければならないとは規定していないし、また、提案することについて期限を切つてもない。従つて、米国が、信託統治の提案を行わないことをもつて、同条違反であるとか、米国による施政権行使の根拠が失われたとかいうことはできない。

4. 国連憲章第78条と信託統治

国連憲章第78条に「国連加盟国の間の関係は、主権平等の原則の尊重を基礎とするから、信託統治制度は、加盟国となつた地域には適用しない。」とあるところから、日本が国連加盟国となつた今日、沖縄は信託統治に付しえないのではないかとの説があるが、同条は、サン・フランシスコ会議に参加したレバノン及びシリアの両国が、当時法律的には依然としてフランスの委任統治領であつたため、これら両国の国連加盟国としての地位を確保する意味から特に

設けられたものである。すなわち、ある地域が独立して、国連加盟国となつた場合は、同地域には信託統治制度は適用しないという趣旨であつて、国連加盟国の領域の一部が信託統治制度の下におかれることを排除するものではない。

5. 施政権の返還

米国がいずれは施政権を日本に返還する意図を有していることは、1962年3月19日のケネディー大統領声明、並びに本年1月13日の佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明によつても明らかである。

施政権が全面的に返還される場合は、奄美群島の場合のような処理の仕方になるであろう（日米間に協定を締結する。）。それが、とりもなおさず、いわゆる「祖国復帰」ということである。

施政権と基地との分離、あるいは施政権の段階的返還という構想が一部でいわれているが、

当面は権限が拡大された日米協議委員会等を通じて、沖縄施政にわが国の意向を積極的に反映させることに努め、自治の拡充を含め、各分野における沖縄と本土との格差を解消し、本土とのつながりを深めることにより、本土復帰の日に備えることに努力すべきであると考えられる。

なお、日米協議委員会では、施政権返還問題は討議の対象とされないこととなっている。

6. 沖縄問題国連付託の可否

沖縄問題を国連に付託すべきであるとの主張があるが、沖縄問題は、本来国連に付託すべき日米間の紛争という性格のものでなく、日米友好関係を背景とする日米間の相互信頼に基づき解決を図るべき問題である。したがって、沖縄問題の国連付託は、問題の解決に資する所以でない。

7. 沖縄と安全保障条約

安全保障条約第5条は、その適用地域を「日本国の施政の下にある領域」としており、沖縄は除外されている。ただし、同条約に関する合意議事録によつて、沖縄に対して武力攻撃が発生したり、または、その脅威が存在する場合には、同条約第4条のいわゆる随時協議が日米間で行なわれることになっている。さらに、この合意議事録には、沖縄に対して現実に武力攻撃が発生した場合には、日本政府は、「島民の福祉のためとることのできる措置」につき、米国の検討することが規定されており、また、米政府は、「日本国政府と直ちに協議し、また、これらの諸島の防衛のため必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くす」ことが規定されている。

沖縄の法的地位に関する
参考資料

昭和40. 9. 4
北米局北米課

1. サン・フランシスコ講和条約第3条
2. サン・フランシスコ講和会議における日英米代表の発言
 - (1) ダレス米国代表の発言 (1951. 9. 5)
 - (2) ヤンガー英国代表の発言 (1951. 9. 5)
 - (3) 吉田日本代表の発言 (1951. 9. 7)
3. 岸総理大臣、アイゼンハワー大統領共同声明
(1957. 6. 22)
4. 藤山外相、ダレス長官の会談新聞発表
(1958. 9. 11)
5. 小坂外相、ハーター長官共同新聞発表
(1960. 9. 12)
6. 池田総理大臣、ケネディー大統領共同声明
(1961. 6. 22)
7. 佐藤総理大臣、ジョンソン大統領共同声明
(1965. 1. 13)
8. 日米安全保障条約についての合意議事録

1. サンフランシスコ講和条約第3条

日本国は、北緯29度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）孀婦岩の南の兩方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行なわれ、かつ、可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

2. サンフランシスコ講和会議における日、英、米代表の発言

(1) ダレス米国代表の発言
(1951. 9. 5 第1回本会議において)

第3条は、琉球諸島及び日本の南及び南東の諸島を取扱つています。これらの諸島は、降伏以来合衆国の単独行政権の下にあります。若干の連合国は、合衆国主権のためにこれらの諸島に対する主権を日本が放棄することを本条約に規定することを力説しました。他の諸国は、これらの諸島は日本に完全に復帰せしめられるべきであると提議しました。連合国のこの意見の相違にも拘わらず、合衆国は、最善の方法は、合衆国を施政権者とする合衆国信託統治制度の下にこれらの諸島をおくことを可能にし、日本に残存主権を許すことであると感ぜました。

(2) ヤンガー英国代表の発言
(1951. 9. 5 第1回本会議において)

琉球及び小笠原諸島に関しては、この条約は、これらの島しよを日本の主権の外においてはおりません。この条約は、北緯29度以南の琉球諸島を引続き米国政府の管理下におくこと、すなわち、これら琉球諸島のうち、日本に最も近い部分は、日本の主権の下に残しておくばかりでなく、日本の行政権の下においているのであります。

(3) 吉田日本代表の発言
(1951. 9. 7 第8回本会議において)

奄美大島、琉球諸島、小笠原群島、その他平和条約第3条によつて、国際連合の信託統治制度の下におかるることあるべき北緯29度以南の諸島の主権が、日本に残されるというアメリカ合衆国全権及び英国全権の前言を、私は、国民の名において多大の喜びをもつて了承するものであります。

私は、世界特にアジアの平和と安定がすみやかに確立され、これらの諸島が1日も早く日本国の行政の下に戻ることを期待するものであります。

3. 岸総理、アイゼンハワー大統領共同声明
昭和32(1957) 6.22

総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、合衆国は、その現在の状態を維持する必要を認めるであろうところを指摘した。大統領は、合衆国が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。

4. 藤山外相、ダレス長官の会談（第1回）新聞発表
昭和33.(1958)9.11

琉球諸島に関し藤山外務大臣は、土地問題の満足な解決のため、現在米国政府当局と琉球代表との間で行なわれている討議を歓迎した。ダレス長官は、琉球に対する日本の利益に関する理解を表明し、琉球問題について両国政府が引続き外交チャンネルを通じ、意見の交換を行なうことに意見の一致をみた。

藤山外務大臣は、また帰島できない小笠原諸島の前住民の補償に対する日本側の要望を含め、具体的な懸案についてもふれた。ダレス長官は、藤山外務大臣に対し、米国は、上記補償問題については同情的であり、妥当な解決に到達するよう慎重に研究中である旨保証した。

5. 小坂外相、ハーター長官共同新聞発表
昭和35.(1960)9.12

琉球諸島に関する相互利益の諸問題についてもまた討議された。

6. 池田総理、ケネディ大統領共同声明
昭和36.(1961)6.22

大統領と総理大臣は、米国の施政下にあるが、同時に日本が潜在主権を保有する琉球及び小笠原諸島に関連する諸事項に関し意見を交換した。大統領は、米国が琉球住民の安寧と福祉を増進するために一層努力をほらう旨確言し、さらに、この努力に対する日本の協力を歓迎する旨述べた。総理大臣は、日本がこの目的のため、米国と引続き協力する旨確言した。

7. 佐藤総理、ジョンソン大統領共同声明
昭和40.(1965)1.13

大統領と総理大臣は、琉球及び小笠原諸島における米国の軍事施設が、極東の安全のため重要であることを認めた。総理大臣は、これらの諸島の施政権ができるだけ早い機会に日本へ返還されるようにとの願望を表明し、さらに、琉球諸島の住民の自治の拡大及び福祉の一層の向上に対し深い関心を表明した。大統領は、施政権返還に対する日本の政府及び国民の願望に対して理解を示し、極東における自由世界の安全保障上の利益が、この願望の実現を許す日を待望していると述べた。両者は、琉球諸島の住民の福祉と安寧の向上のため、今後とも同諸島に対する相当規模の経済援助を続けるべきことを確認した。両者は、琉球諸島に対する援助に関する日米間の協力体制が円滑に運営されていることに満足の意を表明し、現存する日米協議委員会が、

今後は琉球諸島に対する経済援助の問題にとどまらず、引き続き琉球諸島の住民の安寧の向上を図るために、両国が協力しうる他の問題についても協議しうるように、同委員会の機能を拡大することについて、原則的に意見の一致をみた。大統領は、旧小笠原島民の代表の墓参を好意的に検討することについて同意した。

8. 日米安全保障条約についての合意議事録

日本国全権委員

日本国との平和条約第3条の規定に基づいて合衆国が施政を行なっている諸島の地位の問題は、条約交渉の過程において討議の対象とされなかつたが、本全権委員は、日本国がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有しているため、これらの諸島民の安全に対し日本国の政府及び国民の有する強い関心を強調したいと思う。もしこれらの諸島に対し武力攻撃が発生し、又は武力攻撃の脅威がある場合には、両国は、もちろん相互協力及び安全保障条約第4条の規定に基づいて緊密に協議を行なう。武力攻撃が発生した場合には、日本国政府は、同政府が島民の福祉のために執ることができる措置を合衆国とともに検討する意図を有する。

合衆国全権委員

これらの諸島に対する武力攻撃が発生した場合には、合衆国政府は、日本国政府と直ちに協議し、また、これらの諸島の防衛のため必要な措置を執り、かつ、島民の福祉を確保するため全力を尽くす意図を有する。

1960年1月19日にワシントンで

N · K

C · A · H

日本政府の対沖繩援助予算

部門	1964年		1965年	
	最終決定	米側提案	米側提案	最終決定
農業及び漁業	1,493千ドル 537,480千円	2,201千ドル 792,360千円	2,236千ドル 805,162千円	
公共土木事業	2,022千ドル 727,920千円	2,458千ドル 884,880千円	2,466千ドル 887,700千円	
社会福祉	717千ドル 258,120千円	918千ドル 330,480千円	1,445千ドル 520,135千円	
教育・文化	418千ドル 150,480千円	991千ドル 356,760千円	1,112千ドル 400,401千円	
技術援助	558千ドル 200,880千円	670千ドル 241,200千円	701千ドル 252,232千円	
計	5,208千ドル 1,874,880千円	7,238千ドル 2,605,716千円	7,960千ドル 2,865,630千円	

1

プライス法限度引上げ問題に
関する経緯概要

1. プライス法（琉球列島における経済的、社会的発展の促進に関する法律）は、1960年7月制定をみたが、当時の年間援助額の最高限度は600万ドルであつた。
2. 1962年3月プライス議員は、援助額の最高限度を2,500万ドルに増額する法案を下院に提出したが、審議の過程で削減され、同年10月限度を1,200万ドルまで引上げる法案が成立した。
3. 本年8月13日ワトソン高等弁務官は、米国政府は、米議会に対し、プライス法による沖縄に対する年間経済援助額1,200万ドルの枠を引上げるより要請するであろう、と発表し、8月23日ライシ+ワー大使も、帰任後第1回の記者会見において、「プライス法の限度を取り除く努力をしており、実現の可能性は十分にある。」旨を述べた。

局長
付
印

ワトソン
上村
佐藤
後藤

ワトソン高等年務官の
表敬訪問について

昭和40.9.10
米北

ワトソン高等年務官は、9月28、29の両日
休暇のため東京を去る。この際、総理、

総理府総務長官および外務~~省~~大~~臣~~代理~~官~~
~~に~~表敬するを希望していること

下記のとおりアウツした。

記

9月28日(火)	外務大臣代理(未定)
10 ⁴⁵ a.m.	外務大臣
11 ³⁰ a.m.	総理 (tentative)
12 ⁰⁰ p.m.	総務長官

ワトソンは、27日朝早くから、28日
朝早く東京着、30日朝早く東京発の予定。
(専用軍用機と336、民間航空機と334の2機)

北米局長
参事
北米課長

ワトソン高等年務官東京日程

昭和40.9.25
米北

ブランド書記官より連絡越したワトソン高等
年務官の日程概要について。

9月27日(月)夕刻 NW機にて18⁰⁰東京着
晚餐 ライソウ大使主催

9月28日(火)

朝 米大使館員と懇談

11⁰⁰ 福田外務大臣代理訪問

11³⁰ 佐藤総理訪問

12⁰⁰ 安井総務長官訪問

昼食 小倉井カントリークラブで簡単に。

13³⁰ ブック (安井長官主催、小倉井)

18³⁰ 晚餐 (安井長官主催、吉北)

9月29日(水)

午前中 テレビ会見 (NHK, TBS)

12¹⁵ Foreign Correspondent Club 昼宴会にて

詳細別紙あり

1600 軍関係者レプション(屋内キャンプ)

9月30日(木)

ゴルフ(屋内キャンプ・ゴルフコース)

10月1日(金)

朝 NW機¹⁹に2. 830 東京発

7/1 高等事務官接待会

9/28 (火)

正午 総理府総務官室
集合

(合談がある場合には控室で
お待たせする。)

10:30 パトカーを待つ。小金井ゴルフ
場へ向う。クラブハウスで
簡単に昼食

1:30 スタート

第1組
安井 長官
倉石 次官
安川 局長
ワトソン

第2組
赤城 NHK 事務
リッキー
フランス

夕食 「吉北」

日本側

安井
倉石
細田
吉屋
安川
山野

小野 NHK 副会長

赤城 NHK 事務

8名

米側

ワトソン
リッキー
エマーソン
マーチン
ザハール
フランス
リッキー

7名